

令和2年度第1回千葉市救急業務検討委員会

日時：令和2年4月22日（水）

19時00分～20時00分

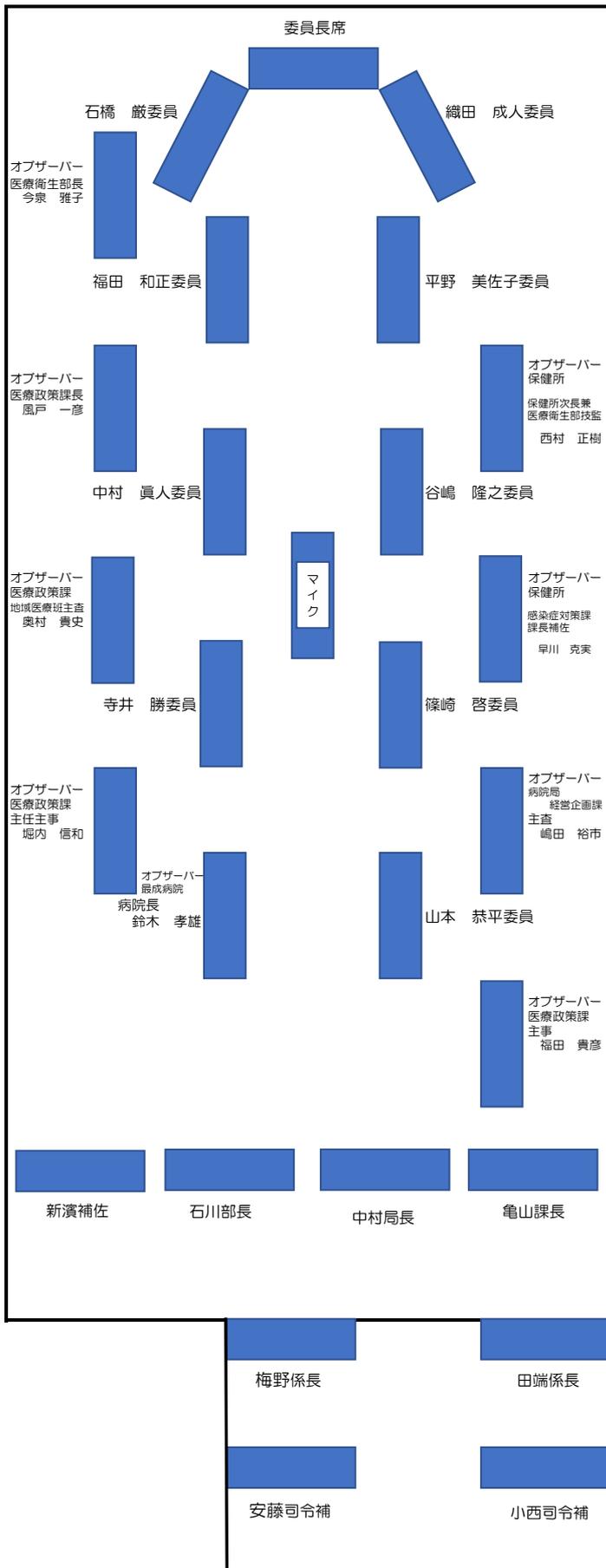
場所：千葉市消防局（セーフティーちば）

7階「作戦室」

次 第

- 1 開会
- 2 議事概要報告
「令和元年度第2回千葉市救急業務検討委員会」議事概要
- 3 議題
議題1 委員長の選出及び職務代理者の指名について
議題2 新型コロナウイルス感染者の増加に伴う救急患者の受入れの現状と今後について
- 4 報告
報告1 救急隊員の感染防止策について
報告2 市立青葉病院救急ワークステーションにおける救急隊員再教育の一時停止について
- 5 その他
令和2年度第2回千葉市救急業務検討委員会の開催予定について
- 6 閉会

令和2年度第1回千葉市救急業務検討委員会席次表



【Web中継により参加】

中田 孝明委員
竹内 純子委員
斎藤 幸雄委員
景山 雄介委員

オブザーバー

千葉大学医学部附属病院 准教授 安部 隆三
県防災危機管理部消防課 副課長 高橋 和幸

オブザーバー
医療衛生部長
今泉 雅子

オブザーバー
医療政策課長
風戸 一彦

オブザーバー
医療政策課
地域医療班班主
奥村 貴史

オブザーバー
医療政策課
主任主事
堀内 信和

オブザーバー
辰成病院
病院長
鈴木 孝雄

オブザーバー
保健所
保健所次長兼
医療衛生部技監
西村 正樹

オブザーバー
保健所
感染症対策課
課長補佐
早川 克美

オブザーバー
病院局
経営企画課
主査
嶋田 裕市

オブザーバー
医療政策課
主事
福田 貴彦

令和元年度第2回千葉市救急業務検討委員会

議 事 概 要

1 日 時 令和2年2月20日（木）19時00分から20時30分まで

2 場 所 千葉市中央区長洲1丁目2番1号
千葉市消防局（セーフティーちば）7階 作戦室

3 出席者

(1) 委 員（12人）

織田 成人委員長、中田 孝明委員、斎藤 幸雄委員、石橋 巖委員、
中村 真人委員、中田 泰彦委員、景山 雄介委員、福田 和正委員、
涌井 健治委員、谷嶋 隆之委員、山本 恭平委員、寺井 勝委員

(2) 事務局

兼巻局長、手塚警防部長、吉田救急課長、鮫島救急課長補佐、深山救急管理係長
新濱高度化推進係長、川畑司令補、小西司令補、宮崎士長

(3) オブザーバー

千 葉 県：林副課長（防災危機管理部消防課）
 小山主事（防災危機管理部消防課）
 山崎室長（健康福祉部医療整備課）
 松江川主事（健康福祉部医療整備課）
千 葉 市：堀主査（保健福祉局健康部健康企画課）
 堀内主任主事（保健福祉局健康部健康企画課）
 嶋田主査（病院局経営企画課）

4 会議内容

(1) 議事概要報告

「令和元年度第1回千葉市救急業務検討委員会」議事概要

(2) 議題

救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

(3) 報告

ア 報告1 千葉県「搬送困難事例受入医療機関支援事業」について

イ 報告2 令和元年主要業務（事後検証、指示・指導及び助言、教育）の実施状況について

5 議事概要

(1) 「令和元年度第1回千葉市救急業務検討委員会」議事概要

令和元年6月6日（木）に開催された令和元年度第1回千葉市救急業務検討委員

会の議事概要は、令和元年度第2回千葉市救急業務検討委員会の会議資料として、事務局から各委員宛てに事前配布されていたことから、議事概要に関する疑義、意見等なく了承された。

(2) 議題 救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

令和元年度第1回救急業務検討委員会開催後の消防庁の動向並びに他都市の状況等について報告するとともに、政策法務課の意見を踏まえ、本市が実施する救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応について説明した。本市の対応としては今後、国が方向性を示した場合に、再度検討することとし、引き続き救命に主眼を置きながら常駐医師等と連携して、現状に沿った柔軟な対応を図ることで承認された。

(3) 報告1 千葉県「搬送困難事例受入医療機関支援事業」について

平成29年度に開始した千葉県「搬送困難事例受入困難事例受入医療機関支援事業」における今年度の実施状況について、事務局から報告があった。

(4) 報告2 令和元年主要業務（事後検証、指示・指導及び助言、教育）の実施状況について

令和元年主要業務における事後検証、指示、指導及び助言並びに救急隊員教育の実施状況について、事務局から報告があった。

議題 1

委員長の選出及び職務代理者の指名について

議案要旨

委員長を選出するとともに、職務代理者を指名していただくものです。

- 1 委員長の選出
- 2 職務代理者の指名

参考

- 資料 1－1 千葉市救急業務検討委員会設置条例
- 資料 1－2 千葉市救急業務検討委員会委員名簿

千葉県救急業務検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県救急業務検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、及び検討する。

- (1) 医師による救急救命士に対する指示、指導及び助言並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制に関する事項
- (2) 救急活動の事後検証及び評価に関する事項
- (3) 救急隊員の教育及び訓練に関する事項
- (4) 救急業務に必要な医療機関との連携に関する事項
- (5) その他救急業務に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 関係団体を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に、当該専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 第3条第5項の規定は、臨時委員について準用する。

7 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

8 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

9 第4条第4項、第5条及び前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第4条第4項中「委員長があらかじめ指名する委員」とあるのは「専門部会に属する委員及び臨時委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者」と、第5条第2項中「半数以上の委員」とあるのは「委員及び臨時委員の半数以上」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

千葉市救急業務検討委員会委員名簿

令和2年4月1日現在

NO	機 関 名	役 職	氏 名	区 分
1	千葉市立海浜病院	救急科統括部長	織田 成人	学識経験者
2	千葉大学大学院医学研究院 救急集中治療医学	教授	中田 孝明	関係団体代表
3	国立病院機構千葉医療センター	病院長	斎藤 幸雄	関係団体代表
4	千葉県救急医療センター	病院長	石橋 巖	関係団体代表
5	千葉市医師会	副会長	中村 真人	関係団体代表
6	千葉市医師会	医療担当理事	篠崎 啓	関係団体代表
7	千葉メディカルセンター	病院長	景山 雄介	関係団体代表
8	千葉中央メディカルセンター	院 長	福田 和正	関係団体代表
9	みつわ台総合病院	病院長	中田 泰彦	関係団体代表
10	千葉脳神経外科病院	病院長	湧井 健治	関係団体代表
11	山王病院	消化器内科部長	谷嶋 隆之	関係団体代表
12	千葉市立海浜病院	病院長	寺井 勝	医師
13	千葉市立青葉病院	病院長	山本 恭平	医師
14	千葉大学医学部附属病院	ICU看護師長	竹内 純子	看護師
15	千葉県救急医療センター	看護局長	平野 美佐子	看護師

報告 1

救急隊員の感染防止策について

報告要旨

救急隊員の感染防止策について報告します。

新型コロナウイルス感染症に対する救急出動の装備

疑い患者及び感染が確定している傷病者の救急事案



- ヘルメット※
- ゴーグル※
- N95マスク
- 感染防止衣（リニューザブル）上下※
- シューズカバー

※基本的に次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、再使用する。

新型コロナウイルス感染症に対する救急出動の装備

疑い患者及び感染が確定している傷病者以外の全ての救急事案



- ヘルメット※
- ゴーグル※
- サージカルマスク

エアロゾルが発生する可能性のある手技を行う場合は、N95マスクを着用

- 感染防止衣（リニューザブル）上下※

※基本的に次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、再使用する。

救急車内に掲示

「傷病者及び同乗者へのマスク着用をお願いしていること」及び「隊員が感染対策用の防具を装備していること」について、救急車内に別紙「車内掲示用お知らせ」を掲出し、傷病者及び同乗者の理解を得ることとし、必要に応じて傷病者及び同乗者に説明を行うこととしています。

救急活動における感染防止対策について

新型コロナウイルスの感染防止対策として、すべての救急出動で、救急車に乗車する皆様にマスクの着用をお願いしております。

(ご自身で用意できない場合は救急隊へお声掛けください)

また、救急隊員は感染症対策として、感染防止衣、ゴーグル、マスク等を着用しています。

市民の皆様の安全・安心を守るための対応ですので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。



救急車内の飛沫防御用カーテン



- ・必要に応じて救急車内で使用、更には傷病者や同乗者に説明し理解を得ている
- ・出勤後はカーテンも消毒を実施している

配付予定ゴーグル



【救急隊用】
メガネ着用不可タイプ
16個/隊



【救急隊用】
メガネ着用可タイプ
7個/署(所)



【PA連携用】
メガネ着用可タイプ
5個/隊

- ※リユースブル（再利用可能）タイプとなります。
- ※個人配付ではありませんので、紛失等のないよう、所属で適切に管理してください。
- ※当面、追加配布の予定はありません。

報告2

市立青葉病院救急ワークステーションにおける救急隊員再教育の一時停止について

報告要旨

市立青葉病院救急ワークステーションにおける救急隊員再教育の一時停止について報告します。

市立青葉病院救急ワークステーションにおける救急隊員再教育の一時停止について

㊦

令和2年4月9日

消防署長 様

警防部救急課長

市立青葉病院救急ワークステーションにおける救急隊員再教育の一時停止
について（通知）

このことについて、令和2年4月1日付け警防部救急課長通知「市立青葉病院救急ワークステーションにおける救急隊員再教育の実施について（通知）」により通知したところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴い、救急ワークステーションにおける救急隊員再教育を下記のとおり一時的に停止することとしますので、所属職員に周知をお願いします。

記

1 期間

令和2年4月9日（木）から令和2年5月6日（水）まで

※緊急事態宣言の発令状況及び新型コロナウイルス感染症の発生状況により、期間を短縮又は延長する場合があります。

2 その他

- 例年5月に開始している「救急救命士の資格を取得した救急隊員に対する就業前研修」については、6月以降の開始を予定しています。
- 不明な点は、担当まで問い合わせてください。

担当：高度化推進係
田端・小西・外間
内線：800-3221～3223

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令に伴い、市立青葉病院救急ワークステーションでの救急隊員再教育を一時的に停止することとした。

■期間

令和2年4月9日（木）～5月6日（水）

※緊急事態宣言の発令状況等で短縮、又は延長

■対象者

27人（9組）

停止により研修が実施できなかった入所枠については、再開以後のワークステーション運用日の追加や、通常3人での研修を4人で行うことにより対応する予定。

■その他

例年5月に開始している就業前病院実習についても、他の受入医療機関との調整により延期とした。